

産業まつり共催企画

マイナンバーカード・マイナポイント申請支援臨時窓口を開設

■日時 11月19日(土)午前9時30分～午後3時・20日(日)午前9時30分～午後2時
 ■場所 アグピアホール

マイナンバーカード

■対象 阿久比町に住居登録があり、マイナンバーカードを申請していない方

■必要なもの 個人番号カード交付申請書、本人確認書類2点、通知カード

※ 申請に必要な顔写真は、窓口で撮影します。(無料)

■注意事項 必ず本人がお越しください(15歳未満の方は法定代理人と一緒にお願いします)。詳細は町ホームページ「マイナンバーカード申請のお手伝い実施中」をご確認ください。申請のみ受け付けます。(交付は実施しません)



◀マイナンバーカード申請のお手伝い実施中

マイナポイント

■対象 マイナンバーカードを持っているが、マイナポイントを申請していない方

■必要なもの マイナンバーカード(写真付きのカード)と暗証番号(4桁)、キャッシュレス決済サービスの決済サービスID、セキュリティコード、通帳やキャッシュカードなど口座情報が分かるもの。

■注意事項 詳細は町ホームページ「マイナポイントについて」をご確認ください。

■問い合わせ先

▽マイナンバーカード申請 住民福祉課戸籍住民係 ☎(48) 1111 (内1115)

▽マイナポイント申請 検査財政課情報係 ☎(48) 1111 (内1312)



◀マイナポイントについて

阿久比町長選挙の投票日は11月27日(日)です

私たちの住んでいるまちの町長を選ぶ大切な選挙です。あなたの貴重な一票に期待を込めて、投票に出掛けてください。

町長選挙



Q どのような方が投票できますか。

A 平成16年11月28日以前に生まれた方で、令和4年8月21日以前から阿久比町の住民基本台帳に登録され、投票を行う日まで引き続き本町の住民基本台帳に登録されている方です。

Q 町外に転出することになったのですが、投票はできますか。

A 今回の選挙では、投票する日に阿久比町に住所がないと投票することができません。

Q 投票所の入場券が届かないときや、なくしてしまったときは投票できますか。

A 入場券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票を行うことができます。投票所で申し出てください。

Q 家で寝たきりの人は投票できますか。

A 郵便による不在者投票制度がありますが、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。早めに阿久比町選挙管理委員会に問い合わせてください。

Q 11月27日の投票日当日に投票所へ行けない人が投票する方法はありますか。

A 投票日当日に仕事や旅行などで投票所に行くことができない方は、期日前投票を利用してください。11月23日(水・祝)から26日(土)までの間、役場1階会議室101に設けられる期日前投票所で午前8時30分から午後8時まで投票できます。

Q 病院や老人ホームなどの施設に入院、入所している人は投票できますか。

A 各都道府県選挙管理委員会が指定する病院などに入院、入所している方はその施設で不在者投票ができます。詳しくは入院、入所している施設に問い合わせてください。

■問い合わせ先 阿久比町選挙管理委員会 ☎(48) 1111 (内1308・1309)

